

千葉県報

定例
令和7年3月7日

主要目次

告示

- 令和七年度における千葉県報の購読料の決定
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 道路の供用開始
- 土砂災害警戒区域の指定
- 土砂災害特別警戒区域の指定
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十二件)
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良区役員の退任
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)
- 建築士法に基づく建築士の処分
- 人事委員会公告
- 令和七年度千葉県警察官採用試験(県内第一回)の実施
- 令和七年度千葉県警察官採用試験(県外共同募集)の実施

告示

示

千葉県告示第百二十五号

千葉県報発行規則(昭和三十年千葉県規則第十五号)第十六条第一項の規定により、令和七年度における千葉県報の購読料を次のとおり決定した。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百二十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を

申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

手繰第三種漁業

2 船舶の総トン数

十五トン未満

3 推進機関の馬力数

八十キロワット(二十五馬力)以下

(なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成十三年農林水産省令第百五十三号)による改正前の漁船法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十五号)附録第一(同附録の表の備考の規定を除く。)の規定により算出したものとする。)

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第二号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	一隻
共同漁業権共第三号(令和五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	四隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和七年三月十二日から四月十一日まで

千葉県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和七年三月七日から次の道路の供用を開始する。

第 1 4 0 2 1 号										千 葉 県 報										令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）									
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和七年三月七日から三週間、縦覧に供する。 令和七年三月七日																													
千葉県告示第二百二十八号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 令和七年三月七日										千葉県知事 熊谷 俊人										路 線 名 供 用 開 始 の 区 間									
										県道茂原白子線 長生郡白子町古所字北川岸三、三〇一番三地先から三、三〇一番二地先まで																			
区域の名称										指定の区域										土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類									
軽井沢一										鎌ヶ谷市軽井沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東中沢一										鎌ヶ谷市東中沢二丁目、初富本町二丁目及び富岡三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東中沢二										鎌ヶ谷市東中沢三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
道野辺一										鎌ヶ谷市道野辺及び西道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
道野辺二										鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢一										鎌ヶ谷市中沢及び西道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢二										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢三										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢四										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢五										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									

道野辺本町一										鎌ヶ谷市道野辺中央一丁目及び中沢新町の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺九										鎌ヶ谷市東道野辺一丁目及び道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺八										鎌ヶ谷市東道野辺一丁目及び道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺七										鎌ヶ谷市東道野辺七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺六										鎌ヶ谷市東道野辺五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺五										鎌ヶ谷市東道野辺三丁目及び東道野辺一丁目並びに船橋市丸山四丁目及び丸山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺四										鎌ヶ谷市東道野辺一丁目及び道野辺中央五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
東道野辺三										鎌ヶ谷市東道野辺一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢一一										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢一〇										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢九										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢八										鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢七										鎌ヶ谷市中沢及び船橋市藤原八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									
中沢六										鎌ヶ谷市中沢、東中沢三丁目及び中沢新町の区域のうち、次の図面に示す区域										急傾斜地の崩壊									

千葉県告示第百二十九号			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。			
令和七年三月七日			
千葉県知事 熊谷 俊人			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
軽井沢一	鎌ヶ谷市軽井沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東中沢一	鎌ヶ谷市東中沢二丁目、初富本町二丁目及び富岡三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東中沢二	鎌ヶ谷市東中沢三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
道野辺二	鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢一	鎌ヶ谷市中沢及び西道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢二	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢三	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢四	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

中沢五	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢六	鎌ヶ谷市中沢、東中沢三丁目及び中沢新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢七	鎌ヶ谷市中沢及び船橋市藤原八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢八	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢九	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢一〇	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢一一	鎌ヶ谷市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東道野辺三	鎌ヶ谷市東道野辺一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東道野辺四	鎌ヶ谷市東道野辺一丁目及び道野辺中央五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東道野辺五	鎌ヶ谷市東道野辺三丁目及び東道野辺一丁目並びに船橋市丸山四丁目及び丸山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東道野辺六	鎌ヶ谷市東道野辺五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東道野辺七	鎌ヶ谷市東道野辺七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

第 1 4 0 2 1 号				千	葉	県	報	令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）			
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。） 千葉県告示第百三十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、長生村都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 令和七年三月七日 一 施行者の名称 長生郡長生村 千葉県知事 熊谷 俊人 二 都市計画事業の種類及び名称 長生都市計画下水道事業長生村公共下水道 三 事業施行期間 平成二十七年十月三十日から令和十二年三月三十一日まで 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 平成二十七年千葉県告示第六百七十二号及び令和二年千葉県告示第百二十五号の事業地に（一）に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち（二）に掲げる地内において事業地を変更する。 （一）長生郡長生村北水口字宮ノ下及び岩沼字下新田畑の全部の区域並びに				東道野辺八		鎌ヶ谷市東道野辺一丁目及び道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
				東道野辺九		鎌ヶ谷市東道野辺一丁目及び道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
				道野辺中央一		鎌ヶ谷市道野辺中央三丁目、東中沢三丁目及び中沢新町の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
				道野辺本町一		鎌ヶ谷市道野辺本町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
				初富本町一		鎌ヶ谷市初富本町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊		次の図面のとおり	
一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊人 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 L u z 船橋 2 船橋市藤原七丁目四三七番地五一ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 3 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか 7 変更年月日 （一）大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和六年四月一日 （二）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年四月一日 二 届出年月日											
（二）長生郡長生村北水口字東並びに岩沼字北野中、字上野中、字南野中及び字三多田地内											
公 告											
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月七日											

令和六年五月二十日			令和六年四月四日		
縦覧場所			縦覧場所		
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課			千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課		
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 of 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月七日			大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 of 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月七日		
千葉県知事 熊谷 俊 人			千葉県知事 熊谷 俊 人		
一 届出の概要			一 届出の概要		
1 大規模小売店舗の名称及び所在地			1 大規模小売店舗の名称及び所在地		
アピタ木更津店			カスミ大芝店		
木更津市はたる野四丁目二番地四八ほか			茂原市大芝一丁目三番地九ほか		
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等			2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
ユニー株式会社 代表取締役 榊原健			株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明		
愛知県稲沢市天池五反田町一番地			茨城県つくば市西大橋五九九番地一		
3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等			3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男			株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎		
4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等			4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
ユニー株式会社 代表取締役 榊原健			株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明		
5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等			5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等		
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男ほか			株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎		
6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等			6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等		
ユニー株式会社 代表取締役 榊原健ほか			株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明		
7 変更年月日			7 変更年月日		
令和五年十月三十一日			令和六年三月一日		
二 届出年月日			二 届出年月日		
令和五年十月三十一日			令和六年五月八日		
三 縦覧場所			三 縦覧場所		
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課			千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課		
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出			大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		

六

七

第 1 4 0 2 1 号			千	葉	県	報	令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）	
労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和 7 年 3 月 7 日							千葉県知事	熊谷 俊人
一 届出の概要								
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アピタ君津店 君津市久保一丁目一番地一								
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地								
3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司								
4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 ユニー株式会社 代表取締役 榊原健								
5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司ほか								
6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 ユニー株式会社 代表取締役 榊原健ほか								
7 変更年月日 愛知県稲沢市天池五反田町一番地ほか								
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和 5 年 10 月 31 日								
(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和 5 年 10 月 31 日ほか								
二 届出年月日 令和 6 年 4 月 4 日								
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課								
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和 7 年 3 月 7 日から 7 月 7 日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和 7 年 3 月 7 日から 7 月 7 日まで、千葉県商工								
労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和 7 年 3 月 7 日							千葉県知事	熊谷 俊人
一 届出の概要								
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東京デイズニースー商品施設 浦安市舞浜二番地二ほか								
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社オリエンタルランド 代表取締役 吉田謙次 浦安市舞浜一番地一								
3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社オリエンタルランド 代表取締役 吉田謙次ほか								
4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社オリエンタルランド 代表取締役 吉田謙次ほか								
5 変更年月日 令和 6 年 4 月 11 日								
二 届出年月日 令和 6 年 4 月 23 日								
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課								
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和 7 年 3 月 7 日から 7 月 7 日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和 7 年 3 月 7 日から 7 月 7 日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和 7 年 3 月 7 日								
一 届出の概要								
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 もねの里モール 四街道市もねの里六丁目一〇番地三ほか							千葉県知事	熊谷 俊人

2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭 東京都中央区八重洲一丁目二番一号 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人ほか 東京都江東区青海二丁目五番一〇号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか 東京都千代田区二番町八番地八ほか 変更年月日
7	(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和三年十一月二十二日及び令和六年四月一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年九月一日 届出年月日 令和六年六月三日 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び四街道市地域共創部産業振興課
二	届出年月日 令和六年六月三日
三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び四街道市地域共創部産業振興課
一	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年三月七日 千葉県知事 熊谷 俊人
1	届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地

2	成東ショッピングセンター 山武市成東字鳥井戸一、八〇八番地一ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田賢一 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎ほか 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎ほか 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか 変更年月日
7	(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和六年四月一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年十月一日ほか 届出年月日 令和六年五月十四日 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び山武市産業振興部商工観光課
二	届出年月日 令和六年五月十四日
三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び山武市産業振興部商工観光課
一	土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市原市鶴舞土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 令和七年三月七日 市原市池和田三三一番地 光風台二丁目三六二番地 一丁目六〇番地三 池和田一、三二五番地 一、〇七七番地 千葉県知事 熊谷 俊人
渡邊 壽	磯野 明宏 清田 定美 近藤 安夫 清田 希佳

令和7年3月7日（金曜日）															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															
千葉県知事 熊谷 俊人															

土地改良区役員の退任及び就任			令和七年三月七日		
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南房総市和田町小川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。			令和七年三月七日		
一 退任理事			千葉県知事 熊谷 俊人		
南房総市和田町小川五五〇番地二			小原 清一		
〃			川上 孝一		
〃			鈴木 将人		
〃			伊豆 好夫		
〃			四〇一番地一		
木更津市桜町二丁目一番六号チェリーレイク二〇二			押元 雅晴		
南房総市和田町小川一、六一二番地			笹子 進		
〃			和田町上三原五五三番地		
二 退任監事			前 槁 武		
南房総市和田町小川七七七番地二			鈴木 武彦		
〃			和田町柴五一二番地		
三 就任理事			鎌田 健一		
南房総市和田町小川五五〇番地二			小原 清一		
〃			川上 孝一		
〃			鈴木 将人		
〃			七七八番地		
〃			七七八番地		
木更津市桜町二丁目一番六号チェリーレイク二〇二			押元 雅博		
南房総市和田町上三原五五三番地			前 槁 武		
〃			和田町小川一、六一二番地		
四 就任監事			笹子 進		
館山市北条二、一八六番地の一二			座間 弘幸		
南房総市和田町柴二二七番地			釧持 雅夫		
都市計画地区計画の関係図書の縦覧			千葉県知事 熊谷 俊人		
令和七年三月七日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画市場1丁目地区地区計画の			関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の		
規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			令和七年三月七日		

都市計画地区計画の関係図書の縦覧			令和七年三月七日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画さつき台地区地区計画の関		
係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規			定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。		
令和七年三月七日			千葉県知事 熊谷 俊人		
建築士法に基づく建築士の処分			建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり処分		
した。			令和七年三月七日		
一 処分をした年月日			令和七年二月二十六日		
二 建築士の氏名			伊藤忠一		
三 二級建築士又は木造建築士の別			二級建築士		
四 登録番号			千葉県知事登録第八五〇一号		
五 処分の内容			戒告		
六 処分の原因となった事実			建築士法第二十二条の二第二号に定める講習を期限内に受		
けなかった。このことは、同法第十条第一項第一号に該当する。			千葉県知事 熊谷 俊人		
人事委員会 公 告			令和七年度千葉県警察官採用試験（県内第一回）の実施		
職員採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定			により、令和七年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。		
令和七年三月七日			千葉県人事委員会委員長 高 梨 國 雄		
一 試験職種、採用予定時期及び試験の方法ごとの採用予定人員			試験職種		
警察官A（男性）			令和七年十月以降又は令和八年四月以降		
警察官A（女性）			令和七年十月以降又は令和八年四月以降		
警察官B（男性）			令和七年十月以降又は令和八年四月以降		
警察官B（女性）			令和七年十月以降又は令和八年四月以降		
試験の方法			採用予定人員		
基礎能力検査			一三〇名程度		
教養試験			三五名程度		
基礎能力検査			一〇名程度		
教養試験			三〇名程度		
基礎能力検査			一〇名程度		
教養試験			七名程度		
基礎能力検査			三名程度		

二職務の内容

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務

給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種

警察官A（男性）及び警察官A（女性）
警察官B（男性）及び警察官B（女性）

適用給料表
公安職給料表
〃

職務の級
一級
〃

号給
二九号給
一三号給

備考 警察官A（男性）及び警察官A（女性）については大学卒業、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については高等学校卒業の場合を示してある。

四受験資格

試験職種

採用予定時期

学歴

年齢・性別

警察官A（男性）
警察官A（女性）
降

令和七年十月以降

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学を卒業した者又は令和七年九月末日までに卒業見込みの者
二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格と認める者

平成二年四月二日以後に生まれた男性

警察官A（女性）
降

令和七年十月以降

一 学校教育法に規定する大学を令和八年三月末日までに卒業見込みの者
二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者

平成二年四月二日以後に生まれた女性

五試験の方法

試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験合格者でなければ受験することができない。

1 第一次試験

試験の方法

内 容

教養試験

警察官として必要な一般的な知識及び技能につき、警察官A（男性）及び警察官A（女性）については大学卒業の程度で、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。

基礎能力検査

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力につき、警察官A（男性）及び警察官A（女性）については大学卒業の程度で、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については高等学校卒業の程度で、それぞれ多肢選択式による検査を行う。

論文（作文）試験

警察官A（男性）及び警察官A（女性）については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験（論文試験）を、

令和八年四月以降

一 学校教育法に規定する大学を令和八年三月末日までに卒業見込みの者
二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者

〃

警察官B（男性）
降又は令和八年四月以降

該当しない者

平成二年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた男性

警察官B（女性）
降又は令和八年四月以降

該当しない者

平成二年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた女性

資格技能審査	警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験（作文試験）を行う。
	語学（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）、情報処理、財務、武道（柔道・剣道・空手道）、スポーツ経歴及び文化部門経歴について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。 なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加点を行う。
体格・体力検査	警察官A（男性）及び警察官B（男性）については、職務遂行上必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。

備考

一 教養試験及び基礎能力検査は、受験者が申込みの際にいずれかを選択するものとする。

二 論文（作文）試験は、第二次試験として評価する。

第二次試験

試験の方法	内容
口述試験	人柄、性向等について面接等による試験を行う。
適性検査	素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。
体格・体力検査	職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
身体検査	健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。

受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

試験の期日及び場所

第一次試験	期 日	試 験 場
	令和七年五月十一日（日曜日）	千葉県内の千葉県警察本部が指定する施設

第二次試験

令和七年五月下旬から六月中旬までに行う。

七	七	合格者の決定及び発表
	七	第一次試験合格者
八	八	第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和七年五月二十三日（金曜日）（予定）に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。
	八	最終合格者
九	九	採用候補者名簿の作成及び採用方法
	九	最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高ポイント順に登載する。 なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。
十	十	採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）のうちから、千葉県警察本部長が名簿登載者の意向を確認した上、その採用の時期とともに決定する。
	十	受験手続
十一	十一	受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先
	十一	千葉県警察本部警務部警務課（千葉市中央区長洲一丁目九番一号）並びに千葉県内の各警察署、交番及び駐在所
十二	十二	受付期間
	十二	令和七年三月七日（金曜日）から四月七日（月曜日）までとする。ただし、郵送の場合は同日までの消印のあるもの、インターネットによる申込みの場合は同日午後五時までに受信したものに限り受け付ける。
十三	十三	その他
	十三	試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。
十四	十四	受験申込用紙の請求、受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
	十四	別表
十五	十五	検査項目
	十五	基 準
十六	十六	視力
	十六	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。
十七	十七	色覚
	十七	職務遂行上支障がないこと。
十八	十八	関節及び五指の運動
	十八	職務遂行上必要な筋力、敏しように性、瞬発力等があること。
十九	十九	腕立て伏せ
	十九	職務遂行上必要な筋力、敏しように性、瞬発力等があること。

第 1 4 0 2 1 号			千 葉 県 報			令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）		
五 受験資格	反復横跳び 立ち幅跳び 握力	備考 一 警察官 A（男性）及び警察官 B（男性）については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。 二 警察官 A（女性）及び警察官 B（女性）については、体格・体力検査の全検査項目を第二次試験において実施する。 令和七年度千葉県警察官採用試験（県外共同募集）の実施 職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定により、令和七年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。 令和七年三月七日 千葉県人事委員会委員長 高 梨 國 雄	一 試験の実施形態 この試験は、北海道、秋田県、山形県、広島県、福岡県及び沖縄県（以下それぞれの道県を「地元県」という。）において地元県の人事委員会（地元県の人事委員会から委任を受けた機関を含む。以下同じ。）が実施する試験と共同して行う。 二 試験職種及び採用予定人員	試験 職 種 警察官 A（男性） 警察官 B（男性）	採用予定人員 三二名程度	三 職務の内容 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務 給与 この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。	試験 職 種 適用給料表 公安職給料表 警察官 A（男性） 警察官 B（男性）	職務の級 号 給 一 級 二九号給 一三号給
備考 論文（作文）試験は、第二次試験として評価する。	試験 職 種 警察官 A（男性）	学 歴 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学を卒業した者又は令和八年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格がある者 警察官 B（男性） 警察官 A（男性）の学歴に該当しない者	年 齢・性 別 年齢は、上限を平成二年四月二日生まれとする範囲内で、地元県の要件を適用する。 性別は、男性とする。	日本国籍を有しない者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験できない。	六 試験の方法 試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。 1 第一次試験	内 容 警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官 A（男性）については大学卒業の程度で、警察官 B（男性）については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。 警察官 A（男性）については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験（論文試験）を、警察官 B（男性）については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験（作文試験）を行う。	論文（作文）試験	試験の方法

2

第二次試験

試験の方法

内 容

口述試験

人柄、性向等について個別面接による試験を行う。

適性検査

素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。

体格・体力検査

職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。
なお、その基準は、別表のとおりとする。

身体検査

健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。

備考

一部の地元県については、適性検査の全部又は一部を第一次試験において実施することがある。

3

受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

七

試験の期日及び場所

1

第一次試験

令和七年度に地元県の人事委員会が実施する警察官採用試験と同一の期日及び場所で行う。

2

第二次試験

第一次試験日以降、原則として地元県内で行う。
なお、詳細は、千葉県のホームページにおいて発表する。

八

合格者の決定及び発表

1

第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、千葉県のホームページでその受験番号を発表する。

2

最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、千葉県のホームページでその受験番号を発表する。
なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

九

採用候補者名簿の作成及び採用方法

1

最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。
なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2

採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

十

受験手続

1

受験申込用紙の交付及び受験申込みの受付は、地元県の人事委員会の指定する機関で行う。

2

受付期間は、地元県の人事委員会が実施する警察官採用試験の受付期間と同一とする。

十一

その他

試験の詳細については、別に地元県の人事委員会において受験案内が作成されるので参照すること。

別表

検査項目	基 準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しように性、瞬発力等があること。
腕立て伏せ	
反復横跳び	
立ち幅跳び	
握力	

購読料

本号

一部

四八円

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三(一二三) 二六五八